

考證學者としての伴信友翁(下)

文學士 坂倉篤太郎

(ろ) 翁の言説は確證の無い私言を交へず、一々歴史の憑據に基いて立論して居るから、多くは穩健公平であつた。例へば史論に於ては、長等の山風(附録一)に、先づ

すべて人がらの善惡によりて、子孫の盛衰存亡をさだむるは、おほかたの世の教術(せいのぎゅつ)のあらまし言にて、實の世間の狀には叶はざる論なり。かけまくも恐れれど、天皇の御世嗣の事は、太古より必生(かならむ)の皇子のみ受傳へ給へる例のみにはあらず。もと天照大御神の皇孫尊の御子孫の中に、受傳へ給ふべき御位なれば、時のさまによりては、いづれの天皇の御子にても受傳へ給ふ御事なれば、某の天皇の御子孫とて、かたわ

きて申し奉るべきにあらず。天武天皇より今一等上の御父に係て、舒明天皇より申す時には、天智天皇の御後も天武天皇の御後も、同じ御統(おんすう)にておはするものをや。

と言つて後に

さて吉野皇千(天武天皇)に従ひまゐらせて、壬申之功臣(こうしん)と言擧(こたげて)て、殊さらなる寵賞にあづかりたる人々はさらなり、然らぬも皆うちまかせて、後の大津朝(弘文天皇)の奉爲(みたま)には、壬申之叛臣(はんしん)とこそは論ふべけれ。

と論じたのやら、中外經緯傳(第一)に、稚郎子皇と大鷦鷯尊との御讓位の事を

二柱の尊始めて漢學せさせ給ひ、かの國の例として、徳といふ事の有無によりて、王位の議せる心ばへを、互にまねび給ひける御有様を、阿直岐、王仁等がごもがらの、かつは歡びかつは媚びて、なほ文飾を加へて書おけるもの、あ

りけるをとりて、紀には書調へられつるものなるべし。

と説き、さては

仁徳天皇の御世に及びて、聖帝とも稱へ奉る御行はしも、今の世までもめでたき世のためしとして、聞ゆ高き御事ながら、おのれがかたくな心には、かの漢國風の御まねびわざにやと思ひ奉らるゝ由をひとりごちてみむとす。

と言つて、帝が竈の烟を望んで民の貧富をしろしめした事や、宮殿の雨漏を修理せしめ給はなかつた事をも、支那思想の影響に歸したのなどは、頗る卓見と言はねばならぬ。また殘櫻記に

天皇(後醍醐)、足利が暴逆を避て、神器を奉持りて吉野の行宮に出坐しまし、其太子の繼々、行宮に坐て天津日嗣知食ければ、其を天皇と仰ぎ奉り仕奉らむ事は、もとより論ふまでもあらぬを、明德に南北御和睦ありて、御讓位の義を

もて、神器を後小松帝に御授しありし後は、偏に後小松帝を天皇と仰ぎ奉るべき大義にて、これはたどかくいふまでもあらず。(巻下)

といつて更に

嘉吉三年よりこなたの御禍事よ、南方の宮方の御子の繼々、又その方ざまの武士ごものうみの子の末孫までも、なほそのかみの御事ごもの憤ろしくて、あまたの年經し後の世までも、なほ思ひ弱る事なく志をいたし、命を捨て、いさをしく、さばかりふるまひたりつるは、既に御和睦御讓位の後にしては、いたく大義にそむきたる所爲なる事は、論ふまでもあらぬ事ながら、其真心に志せるおもむきの深かりつるは、いとあはれなることにこそはありしか。(巻上)

と述べ、或は南山巡狩録(大草公弼)中、南北朝媾和の際の神器に就いて穩當ならぬ説があるのを訂し、或は安徳天皇の御入水を事實でないとするの

を、いみじきひがごとく、斷じて、神器の御行方を明らかにしたのなごも、翁の公平な識見を窺ふに足るのである。(ヨ)

また神道を尊信して(タ)、儒佛の教を排斥し、我が國の萬國にすぐれたることを力説したのは(レ)、他の國學者と軌を一にして居るが、かの固陋な一派の人々のやうに、むやみに狹量な態度を執らなかつた。例へば藤垣内答問錄(翁の間に本居大平の答へたもの)に

さて儒佛の教その外のも、すでに大本の忘けることは云もさらなり、心法のことも、かの陰陽の理或は天命の説などを行て、言痛く云へるは皆ひがめることなるは、既に故人の御議論にて明なり。然れども唐天竺の、さすが智深き聖人、佛どもの世々に思ひ斗りたることなれば、御國の道の大本を辨へ、倭魂をそなへたる上に取用んには、心法のことを云へる内にも取べ

きことあるべし。(申略)元より是等のこと、聖佛どもの教を借らざれども人々具足のことなれども、其教のあればあるにまかせて、取捨して用べきなり。(申略)されども大本の違たる道ゆゑ、よく選ばざれば學問の害となるべきなり。と問ひ(ソ)、

御國の異國にすぐれてめでたきことを曰ふことは、稻穀の美を言舉したまへり。こは聞及たるほどの外國に對して曰へるか、また瑞穂國など上代より言舉したまへば、その意はへを以て云れたるか。然れども世界の内、皇國に類せる稻穀の美なるも有まじきとも決め難し。猶言は、他の國々に食物をそなはりて命をつぎ、其食をうましとして暮すことなれば、不自由とも思ふまじきなり。紅毛人は皇國の稻穀は馴ざる故にか、養ふにふさはずとて欲せざる由なり。すべて物の美惡をいは、皇國と異國と互に得

失あるべし。いかに。

と尋ね(ツ)、正卜考(卷二)に、

抑世の事は、天下の萬國おの／＼別なるものにあらず。おほかた人の上にある事どもの中にも、おのづから相似たることもある例なるが、此卜法もそのたぐひにて、おのづから彼が龜卜法の斯方の鹿卜法に似たること、魏志に記せるによりても益明なり。よろづに漢風のまじこりたるを厭ふ心ならひに、ひたすらになづみて棄ることなく、正しき古傳の遺れるをよく選び探りて、世に明らかに傳へまほしきわざになむありける。

と述べ、佛神論に

かくて然佛法の廣まれるも、本は神の御心に、これも廣げき神の道の中の枝道なり。こゝに古今ともに佛の靈像に祈りて、あやしきしるしもあり、また崇なごもありて、神なることは

著きを、蕃神なれば心に良しからずとて、謾に厭ひ悪みて廢んとするなどは、中々に神の御心にそむき勝んと爲せるを、眞の道に叶はず、かつは公の令をも蔑如にせるが如くにしていかなり。されば佛神も、あればあるまゝに禮ながらぬやうにあへしらひ、又由縁ありて心の向はむ人は、祭りもし祈をもすべきなり。(中略)されど皇國には太古より正實き傳説ありて、すべて世間の物も事も、悉皆神の御所業なることを知り、その御功德を蒙れる事を知れが故に、公事は云もさらなり、私事には、其神々の恩頼の尊く忝き事をあふぎ祭り、なほ家の内、身の爲め幸をも祈る事なれば、外蕃の佛神などに全ら心の向きて、尊み忝む可きにはあらず。

と説いたのなどはすべて甚だ穩健な意見である。

(ネ) その他、方術源論に
今向來も然あるべきは、素より動なき皇朝の

ふべき所である。

神國の尊き理なれば、物思ひなき事ながら、神々にたのみ奉りおきて、人力を盡さであるべきものかは。ことに武士とあらむ限りは、神道をよく習ひ、上件の意ばへも神の幽事の基を堅み、ほご／＼につけて更に神の御守護を蒙ぶりて、戦の場にはたけく勇みかへりみせず、顯に大君の御稜威を震ひ、額には矢はたつとも、背には箭は立たじと猛く勇みて、海行かば水づく屍、山行かば草むす屍、のどには死なじと一つ心に出向ひ、賊のこと／＼陸に上げ、或は殺し或は生虜、船どもを焼亡び、神の皇國の武士の稜威を示せて、生虜どもをば焼のこせる小船に追集め、流し弁べき事なりかし。されど便よき謀あらば、彼も天の下の蒼生なれば、みだりに死なせずして平伏せしめむとすべき事にこそ。

と言つて、古道を以て武士道を説明したのなごは、越後流兵法の蘊奥を極めた翁の言として、頗る味

因にいふ。翁の著書の中、史傳に關する主なものには竹榮抄、長等の山風、殘櫻記(ナ)、史籍年表等がある。就中竹榮抄は特に滿腔の丹心をこめたもので、當時畏くも天覽に達したといふ(ラ)。また神祇に關するものには神社私考、神名帳考證、瀬見の小河、驗の杉、正卜考、方術原論、佛神論、鎮魂傳などがあ

る。(ヨ) 大居大平がこの書の後書に

こゝに信友翁の書きしるされたる此殘櫻記の一書、心のまことより起りて事の有様まで、いさ、かも曲げ偽りつくるひ隠す事なく、小き私心は脚もまじへず、そこにもかこにも上にも下にも、善き事も、悪き事もつゝます、隠さず、そのありしまことのまゝ、について記して、天地の間にいさも尊くいさもかしこき、天津御しるしのその御行方の一筋を、さほして記されたる中には、見るも悲しく讀むにもかじこく、身にしみてさへなむおほゆるに、(申略)これしかしながら此ふみのしるしを、まことを思ふ一すぢ強

くて、かの書この書とつみ出で引まじへて、たゞ一つかけまくもあやにかしこき大御寶、天つ御じるしの八尺勾璣之五百津之御須麻流之珠の御幸の御座所を、明らかに記し奉らむの真心になむありける。

と評したのは、最も當を得て居る。

(タ) 甚しきは験の杉に

よし狐神ならむにも、はやくより因ありて祭來れるを、公家にも祭りたまひ、また世の人もなべて崇め祭る事となりたる上は、その秘れたまへる神身を、あながちにあなぐりもとめて、證もなき推量説すべきにあらず。只神とも神と心わてあるぞ、まことに神の道に隨ふわざなるべき。

近世の如く、稻荷神を誓く祭りあへる事となりて、狐を其神の使者なりと人皆の云ひ思ふならひとなりたるも、やがてもこの伊奈利神の御慮なるべければ、事のさまによりては春日の鹿、八幡の鳩なごご、同じ趣に意得てあらむも、はた神道にしたがふわざになむあるべき。

など、言ひ、また長等の山風附録(一)にも

さて大友天皇の御事は、本編に申せる如くこの外に漢學を好給ひて、辱くも韓人沙宅紹明等を賓客として物學ひし給ひて、西戎風の文武の材幹おほしまし、かへりてはものぞこなひとなりて、遠神祖の道に隨ひ給はず、神祇を尊

び給へる趣なる御所爲もをさく聞に給はず、天日嗣の大事を御私心にかけて、あながちにもし給へるから、御祖神たちの見難給ひて、守護給はざりとなるべし。

と言つた。

(レ) 漢意を排斥したのは、中外統緯傳(第二)に

抑漢國にて聖人と示はれし王ごもは、もさよりいご智深きが、其國を治め領らむためにいろ／＼口かしくくものを云ひなし、潤飾たる行をなじ、つごめて宜々しくふるまひて、こばらくは世人を懐けくたがへたりつれど、遂には其真心ならぬこと知るければ、世人かへりて心惡しくなり、陽には畏み服ひがほにはすれど、陰の心は然しもあらず、又その聖人のまれして國を尊はむとするものも出來なごするを、また尊はれごこかまへて、さまごまに巧みものするほごに、益世人の心をこれわるくなれり。故其をもてなほさむごて、さり／＼に賢したちて教をまうけたるものなり。其は原より惡き國からなれば、おのづからさる事の出來ぬべきごこわりの無にしもあらざるを、さる惡しき國風を、もばら此正しき大皇國にして行ひ給はむ事は、いごふさはしからぬ事なるべし。

さいつたのでもわかる。(周易私論には、易を以て文王が自ら弒逆の罪を覆はんとために作つたものとして居る) また佛

教に關しても八幡考に

いかに佛道を好給へばさて、やごごなき大神を、菩薩として唱へ給へるはいかにぞや。

など、言つて居る。(但し儒教に對するよりは多少許容的であることは、また他の國學者たちと同様である)。また方術原論に夷人を卑しめて

(前略)ます、蕃人等多く參り止まりたる、から籍よみ學問せるはもさよりの事ながら、其蕃人どもの風もうつりて、いやす、漢風にうつり行て、甚き世の害さばなれるなり。あはれ往昔西戎人どもの朝禮に參來れるのみ許したまひて、皇國に住しめたまたまばざらましかば、かくばかりには移り行ざらまじを、長息にもあまりあつて、かひなき事にこそあれ。

(シ) 太平がこれに答へて

(前略) 倭魂をそなへたらむ上には、異國の聖人、佛などの教は頼む可きにあらず。(中略)抑倭魂をかためて、道を學ばんと志したらむ人は、私の身の上の少事にはか、はらず、世の業の暇だにあらば、古書を明らめ古意をあらはし出て、道をおほやけに張ひろむべきなり。

と言つたのは、却て排他主義に偏して居る。

(ツ) 太平がまたこれに答へて

今の世、紅毛の國の學問委しく行れて、世界萬國の石鏡大かた知られたるに、世界の内、皇國に類せる稻穀の美なる國あることを聞かず。紅毛人の皇國の米類を欲せざるは、皇國に在るほど食と馴たらむには、歸國の後のさまたげならむ事を、かれて思ふ故なるべし。

と言つたのは、却て牽強附會に傾いて居る。

(子) その他、神社私考(卷二)に

神事の輕易になり、神社の衰微給ひつる事の本は、いはましくも畏けれど、はやく朝家にしてその根本異なる他國の道を、あまりなるまで信受行ひ給へるによれる故なるべく思はるゝかたの無きにもあらず。

としては居るが、駿河の阿氣大神の例(三代實錄十)をあげて

此神祭り始たる如き事、前にも後にもあるまじきにあらず。みだりに僧のみとがむべきにあらず。准へて心得あるべき事なり。

と言つて居る。

また正下考(卷一)に

皇國の神世より上古の世人は、なべて獸肉を喰ふならはしにて、後世の如く穢さはせざりしなり。

と説いた。(この事に就いては別に馱肉鹽湯考といふ著書がある)

(ナ) 神器に關する考證、は翁の大に力を用ゐた所で、神璽三辨、寶鏡想像考、三神器故實秘抄、三鏡考、寶鏡秘證、神璽秘圖などの論がある。この殘櫻記もまたその一つである。

(ラ) 長澤伴雄の書翰に

(前略)橋本殿と御親しく候に付、不圖僞談の節、彼の竹榮挿見申置候處、仙洞(今は故院(光格上皇)へ内密にて差出され、實は叡覽に入有之候(未だ御返しは無之候)、橋本殿けしからず御感心にて、貴翁の御俗姓實名も認め取られ候事に候、是れも畏けれども、遂に叡覽候に相聞え候、併何等の御沙汰も無之、崩御相成候、口惜しき限に御座候、(中略)併し密かに歡ばしきは、仙洞皇女欽宮御事、一昨年寶鏡院尼宮法嗣伺出され、未だ入寺無之候へども、尤も寶鏡寺尼公に相違無之候處、當十一月二十七日内親王宣下被仰出申候、(中略)尼宮内親王の宣下は、舊來無例事に御座候へども、法親王の例に據たる、仙洞の叡慮の田風間致候は、則ち竹榮抄の御誠忠の致す處ならん、と喜ばしく存候云々、とある。

(ハ)次に語學に關する意見の二三を舉げれば、語釋に當つて事實上の解釋を怠らなかつたことは

草木などの漢名は、いにしへ彼國人の皇國に參渡來れるが、まのあたりに示へたるも、また皇國人の彼國にまかりて、見聞て定めたるものありぬべけれど、たいかの國籍に見わたるもの、趣を、おほかたに思ひやりて推定たるはた多かりぬべく、又同類のものながら、此と彼との土地がらにて異なる所ありて、全く同じからぬも、推して定たるもありぬべければ、眞の漢名には當らざるも多かりぬべきなり。(正卜考卷二、波々迦考の條)

と言つて、我國の佐久良と漢國の櫻との別を辨じ、和歌の解釋にも

すべて事ありてよめる歌は、當人當世當事の在り様の知られざれば、實に歌主の意の聞き知らるまじき事の多かるべき理なれば、歌によりてはもはらその意しらひあるべきわざなるを、大かた物語の歌などは誰も其意してときなれつ

れど、さらぬ歌はその心なくと、かむとするもあるめり。心用ひすべきわざなりかし。（比古婆衣卷十一、よりへの水の條）

と注意して居るのでわかる。また

今按ずるに、今時とは午時といへるなり。今も東國の方言に今をうまといひ、馬をいまといひ、或は相通はしいふ所もありとぞ。さるは昔より言へりと聞て、六帖に「東路のうまや〜とかぞへつゝ、あふみの近くなるが嬉しさ」、基俊家集に、みちのくの守のもとよりの朝臣、馬ねさせむといひて云々、おとせざりしかば、「新玉の、年のいつとせ待ちわびぬ、わがみも知らず、うまはたのまじ」と見ね、又大和物語に、天慶の頃、平忠文陸奥國の將軍になりて下りける時に、伴ひける子の監命婦におくる文を、其國の篠塚驛より便につけて遣はしけるを、かの歌子死て後にその文を持ち來れるを見てよめる歌

に、「しの塚の、むまや〜と待ちわびし、君はむなしくなりぞしにける」とも見ねたり。此歌ども皆陸奥にかけて、今と馬とをかよはしてよめるは、わざと東國の方言をいひ出たるなり。されどこゝには午時と書くべきを今時としも書るは、上野國人の方言にひかれて、ふと今の字をかきたりしものなるべし。（上野國三神考）

といふやうに方言の觀察をも忽せにせず、さてはもろこし宋世に孫穆と云へるが、朝鮮國の事を記せる鷄林類事と云書に、その國語どもを載たる中に、鵠曰喝則寄と註せり。しかるに朝鮮の崔世珍が著せる訓蒙字會と云書に、漢字の鵠をおのが朝鮮にて呼名に當て、諺文字もて加佐とよむべく註せり。（字會鵠字の下に諺文にてハ斗斗と註せり。これを諺文の例に據りて讀むに、斗は加、斗は佐なり。此二字引合て加佐とよむべし。さて其下なる斗は志也久なり。鵠字

の音を註せるなり。然るに新井君美主の書されたるもの(ム)に、今の朝鮮語に鵠を加之と云へり。云はれたるは、かの加佐とやうに云へるだみ言を然聞きなしたる説なるべし。いはゆる喝則寄の略言なるべし。しかれば鵠を加佐々木と云ふはもと韓言の名なるを、そのかみ磐金が新羅より持歸りて、その國言に加佐々木と呼ぶ由奏して献りけるが、今に其名の傳はれるものなりけり。(古婆衣卷十一、かさぎさいふ鳥に二種ある事の條)

と(説の當否は別として)、外國語の影響をも認め居る(ウ)。その他、語義の轉移にも考を及ぼして、幾美といふ言は、天皇を申奉るはさらにて、ほごくにおのれくが仕はるゝ主にも稱ひ、時宜によりては父母をはじめ、上族にも兄弟姉妹妻孥などにもいひ、又君とある人より臣にもいひ、又たゞに貴賤の男女に相通はしてもいひ、

或は遊女をさへにうちまかせて、きみともいへり。おほよそ人倫の間に事情のさまによりて、幾美といはざるは無きが如くなれど、いさゝかもまぎれあるとなく、この外にもさることろざまにいへる稱呼多かるに、今の俗稱にもさる言ひざま、はた少からぬを准へおもひめぐらして、古人の實深き意詞を味ひささるべきなり。(比古婆衣卷十四、眞專考の條)

特に最もよく翁の語學上の識見を窺ふべきは文字論であつて、即ち神代に文字の無かつたことを主張し、忌部正道(神代口訣)、清原宣賢(神代紀抄)、清原國賢(日本書紀跋)等の説を排して

世に神代字なりとて、寫し傳へたるが種々あるを見るに、多くは龜卜の灼兆にことよせて、とりかゝりに作りたるものと見わたり。さるは中昔よりこなたの唯一などいふ神道者などの、み

だりに作りたるものなるべく、又それにたぐひてわせ人の後に作りたるもありと見わなごしてさらにうけがたきものなり。又近き頃紅毛字に效ひて新に作れりと思はるゝが、何がしの神社に傳はりたるなど、うべくしくいへるも見わたるは、それ作れる下の心さへに推しはかられて、いづれも論ふにも足らぬを、あるが中に字體もおほかたさだかにて、みだりに作れるものとは見わざるが三体あるは、今朝辭にて諺文といひて用ふ國字の古体にて、吏道といふものとぞ見わたる。(假字本末附録)

と斷じ、平假名の起源を辨じて

今つらく考ふるに、漢字を召とりて用ひたまへる世となりて後、なべての事は漢文ざまに書て其意を達し、歌、祝詞、詔詞などの如き、言辭を主とする方には、もはら字音を假用ひて書連らね、まれくには字訓を假り交へたるも

ありぬべし。これ即ち假字なり。(中略)歌は殊に歌ふものなれば、一音もよみたがへじと、音假字もて書連ぬるならひにてぞありけむ。(中略)さて歌にすぎたる人などの、尋常おのがよみたる、また古今の人々のを書といひむと、數首ものせむには、眞字書にのみは堪がたきわがなれば、おのづから草体に書けるも多かりけむかくてしか書熟るゝ程、またさらになだらかに走書にかきなせるが、漸にうつりゆきておのづから一体の如くにぞなりたりけむ。(假字本末卷上之上)

といひ

さてその假字の一体のいできたるも、書く人の心々にもおのせるから、其用ふる假字もとりごりにて定まらず。又其字體もおのづから筆の勢ひにまかせなどして、うちよむに煩はしく、はたまぎらはしきかたも有ぬべきを、いまだ下ざ

まのものに及ぶばかり、あまねく文字の行はれざる世なりければ、女童などはさらにて、書讀み字書く道に疎き下さまの者などの、うちまかせて用ふべきにはあらざりけむを、空海僧都の草体の假字に基きて、更に目安くなだらめ書て、四十七音の字体を製り定めて、已が尊べる佛法の意を演て、いろはにはへご云々の讃歌に作りとへの書つけて、讀習はしめ書習はしめたるものになむありける。(假名本末卷上之上)

と説いて、平假名の字体は次第に發達したもので別に一定の作者があるのでなく、弘法大師は只これを今様体の和讃に排列したものであるとし(ノ)片假名に就いても

さて眞備公の片假字製られたるは、唐國の例に倣ひ給へるならむか。其は漢籍字林廣記などに見れたる、撫琴手法の諸の字の畫を省きて作る種々の中に、泛をフ、洵をム、綽をト、急を

ク、吟をテ、掃を子、散をサ、按をウなど作りかゝる書ざまかの國の古き例なるべし。片假字のいとよく似たるを思ふべし。又此方にて片假字出來たる後のものにはあるべけれど、古書ごものの中に其書の趣によりて、摩、魔などを廣、歴、曆、雁などを尸、密をウ、私をム、義を戈、音をイ、訓を川、反をノ、また又、行、從をイ、位をイ、權を才、歲を戈など作る類いと多く、又佛書に菩薩をササ、緣覺をヨヨ、瑠璃をヲヲ、莊嚴をサム、聲聞をメメと作る類の書体も又多かり。これらもおのづから片假字製れる意に相似たる、はた思ふべし。(假字本末卷下)

また
と云つた(オ)のは、何れも卓見と言はねばならぬ。
(世々爾之)之の類の言をやすめ辭といひなれ來つれど、たゞ文詞の調のみに加ふるにはあらで、上の言に餘れる意を助加ふる辭と聞ゆれば

たすけ辭とや言はまし。但しその餘意にも深きと淺きがありて、その淺きは只詞の調のみに加へたるが如きも聞ゆれど、まことは然にはあらじ。よくよく味ひ悟るべき事にこそ。(高橋氏文考註)

と論じたのなごも頗る妥當の言である。その他凡て歌てふものは人の心より歌ひ出るものなれば、世々のさまによりてくさくさに轉ふものなれば、其心して論ひ、古の歌を見て其かみに考へ、古の道に立かへらむと心おきてすべき事なるを、末の事のみとらへて論ふ人のあるは、かたはらいたくなむ。(神樂歌考)

近き頃あづまの方にては、たはれ女なんごに打かたらひて、酒もりのむしろなんごにて歌を作り、はやり歌の調にうたひかくれば、かなたよりも其和へ歌を歌ふとぞ。其歌の詞ごをも聞に、むげに物知らぬ人のなれど、しかすがにた

いごにもあらず、めでたき詞の打交りて、其意はいたくあはれなるがあり。其はもとよりさるかたの歌をおぼねそらにしたるを、時に臨みて一首にと、のへたるものにして、其ころばへはいとくあがれる世の人の意に近くして、中々に後の世のいせ人の人まねすとて、歌の會に侍ふとて、頭傾けて辛うじてひねり出したる腰折歌を、膝さしかはしつゝ、短冊たう紙なごに贈答するとは、こよなくあはれなるかたにぞ覺ゆる。(古詠考)

なごと言つたのによつて、歌論の一斑を知ることができる。

因にいふ。翁の著書の中で語釋に關する主なものには、高橋氏文考註、中臣祓詞要解、倭姫世記考、表章伊勢日記附證などがあり、語學に關するものには、假字本末、應聲考、鸚鵡轉語例、動植名彙などがある。右の外、隨

筆雜考の類には比古婆衣、信友隨筆、周易私論、弓矢古義推考、麻々伎考、輶考補證、上野國三碑考、大刀契考、古詠考、神樂歌考など頗る多い。

(ム) 東雅卷十七に

推古天皇の御時に、難波吉士鑿金、新羅より至りて鵠二隻を献す。難波の杜に養はしむ。因以來菓枝而産子といふ事見えたり(日本紀に)。これ我國に鵠の來りし事の始なり。カサ、キこは、新羅の方言と此國の方言とを併せ呼びしと見ゆたり。即今も朝鮮の方言に鵠を呼びてカシといふなり。カサといひカシといふは轉語なり。サギは即噪なり。鵠噪きぬれば喜あるなど漢人の説に見ゆたり。

(ウ) 然し一方に延約略轉通の説を濫用して

なほ、此言(アフナく、といふ)の原を考ふるにアフサマといへる言なるべし。そは萬葉八卷に「さを鹿の、秋にぬきおける露の白珠、相佐和に誰の人かも、手に巻むちふ」とある。アフサマは、アフサマにて、マミマと同韻にて通ふ例は、浦回をうらまといへるが如し。さてそのサマもサマも約りては、サさいはる、から、いづれより轉りてもアフサさいひ、又其サマナと通ふ音にてアフナさいへるにて、アフサマ、アフ

ナ同言なるべし。(比古婆衣卷十八、あふなくの條)
「言つて、かの「つばくらはたかなり」的の弊に陥つたこと悟らず。また

伊良加(斐)といふ名義は、伊良は和名抄に、青玉篇云、青小草生刺也、和名伊良とある、この伊良の音の義に近くて、草を檐より聳上て、棟にて聳合せたる極みの、伊良々々としたる處なるにより刺處(イラカ)と云へるなるべし。(瀬見の小河卷一)

と解して、かの「魚は鱗あり尾あれば鱗尾(ウラ)といふ」前の謬を重ねたことを知らない例もある。

(井) また橘守部一派の唱へた音義説に對しては

或説に止字はトメ、トムなど活らかしてよむ言にて、本語はトの一言なり。然れば止字をトに用ふるは、正訓なりといへりぞ。其はもご人の音聲の一音毎にそなはれる意をさざりおきて、よろづの言を解むとすることもがらの、言魂の道とか名づけたる私のさだめに、さらに古言の意にかなはず、何の證もなく傍例もなき臆説と聞ゆれば、論ふに足らず。(比古婆衣卷十一、止字を登の假字に用ふる事の條)と言つて居る。

(ノ) 但しこの説は已に、新井白石が同文通考(卷三)に

此説釋日本紀の)による時は、伊呂波といふものは空海

の作れりといふ徴とすべきことはなし。只俗間に言ひ傳ふるのみなり。又其字体も空海の始めて作れるにはあらず。只古に吾國に行はれし字体を用ひて、四十七の字母とせし事は空海に起れるなるべし。

と論じた。また以呂波歌の作者は弘法大師とすることに就いては、世に異論がある。

(オ) 片假名と平假名との關係に就いては

按片假字、原爲譯漢籍製之其發也、漢字入來而字音熟、字音熟而眞假字定、眞假字定而片假字起焉、片假字者、裁取眞假字偏或旁之一片及少畫而用之謂也、然後復熟用記載之文字矣、草假字取眞假字片假字中之草体者、別創一体者也、篇中片假字間有肖艸假字者、謂讀片假字之艸体亦可也、其他古書往々有之、余嘗謂片假字行而後草假字成、見草假字中有片体者可以徵余言(新寫類聚名義抄附言)

と見て居る。また翁は片假名の字体の作者をも、五十音圖の編纂者をも吉備としたが、これには尙疑問の余地がある。

五 結 語

以上あげた所の翁の言説を通覽するに、その研究は頗る多方面に亘り、その考證は周密精確で、その論斷は甚だ穩健公平であることは言を俟たな

い。而も術學賣名を好まず、曲學阿世を快しとしなかつた翁は、超然と時流の外に立つてひたすら着實な研究に努めたから、その言論は大に世聽を聳かさなかつたけれども、その研究法は後の學者の普く參酌すべきものであり、その著書は今もなほ裨益する所が實に大きい。然し或は評して「その考證は自説に便なる事實のみを引用するのは不公平である」とか、「その説が秩序なくて、人を道に迷はせる」とかいふ者がある。假令、篤胤が「是人の著述といふ物、己が見し限を都て云はゞ佗人の創意せる説を取りて、かの校合増補を用ひて敷衍しつゝ、創意の人の名を覆ひて、をを竟に我が有となせる説等多かり」と罵つて居る(甚しきは鈴廼舍翁年譜は、堤朝風の稿本を翁が剽竊したものと云つた)のは(古史本辭經卷四)、あまりに極端であるとしても、獨創の見に乏しいといふ評は全く當らないでもない。而も歴史的考證家の

巨擘としての盛名を、恣にするを得るのは勿論であつて、翁の歿後、關西には殆ど、博覽考據の家を闕き、關東には僅に、前田夏蔭元治元年歿、黒川春村慶應二年歿、内藤廣前慶應二年歿等があつても、何れも到底翁に比儔すべきでない。加之輕浮な流俗を趁はずして、堅確な志氣を以て熱心に研鑽を勵んだ點は、眞に類稀であつて、吾人學徒の模範として深く敬慕を禁じ得ない所である。(完)

南朝の隠れたる勤王家 (下)

——伊勢度會氏——

大西源一

五 宮後朝棟と村松家行

常昌に繼で伊勢神宮に於ける南朝黨の中堅たりしものは、宮後朝棟及村松家行なり。『元徳度會系圖』によれば、朝棟は三福宜朝親の子、家行は全

有行の子にして、相踵いで外宮長官たりき。此の二人者の中、朝棟は和歌の名手として著はれ、其の作歌の勅撰集以下に入れるもの少からず。殊に建武元年八月十五日の夜、一族知友を自亭に會し歌合の清遊に一夕の歡を盡せるは有名なるものにして、當夜の歌集今に傳れり。一代の經歷は『二宮福宜轉補次第記』に

一朝棟 父三福宜朝親、伴朝棟依所勞、正和四年四月讓與次

男朝長雖承仁四年六月任然得藏氣之間、同六月十

九日讓補、伴朝棟延元四年巳又京方年號曆應二年巳

三日執印、同廿八日被行政始神事、同日被停任、于

時二福宜家行執印、同八月十六日朝棟讓補如元爲一

福宜、興國二年辛又年號曆應四年巳云々、八月十七

日酉卒去七十七 (以上五員福宜條)

伊賀又會福
朝棟 又吹上

三福宜朝親男、永仁四年六月任福宜、延元四年七月

廿三日爲一福宜、同廿八日政始神事被行之、爰爲持

明院殿方祈師之由有其沙汰、而朝棟之職休退、仍